

【別添】

「第 47 回沖縄県工芸公募展」ポスター等作成要領

(提出内容)

第 1 条 デザインの条件は、下記を踏まえた内容とし、ポスター等については試作 2 案以上を提出するものとする。

1 ポスター

- (1) 規 格 A 2 (縦) 四つ折り カラー
- (2) 枚 数 350 枚 (片面)
- (3) 内 容 当催事の内容を県民に広く効果的に PR できるもの

2 リーフレット

- (1) 規 格 A 4 巻き三つ折り カラー
- (2) 枚 数 1,500 枚 (両面)
- (3) 内 容 当催事の内容及び募集要件が周知できるもの

3 出品申込書 (データは県から提供する)

- (1) 規 格 A 4 巻き三つ折り 白黒 リーフレットに挟み込むこと。
- (2) 紙 質 普通紙
- (3) 枚 数 350 枚 (両面)

4 チラシ

- (1) 規 格 A 4 表 : カラー、裏 : 白黒 折り、発送なし
- (2) 枚 数 1,500 枚 (両面)
- (3) 内 容 公募でなく展示会内容を主とした一般来場者向けのもの。催事 1~2 か月前 (10~11 月) 頃配布予定。

(作成条件)

第 2 条 ポスター及びリーフレットには開催要綱・応募要領から必要事項を記載すること。

(補作)

第 3 条 採用されたデザインは、その細微について補作することが出来ることとする。

(権利)

第 4 条 採用されたデザインに係る著作権は、沖縄県が有することとする。